

「ezポータルパーツ」使用許諾規約

（総則）

第1条 この「ezポータルパーツ」使用許諾規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社グッド・サン（以下「当社」といいます）が契約者（以下「契約者」といいます）に提供する「ezポータルパーツ」（以下「本パーツ」といいます）の使用許諾条件について定めるものです。なお、契約者は、本規約に同意した場合のみ、本パーツを使用することができるものとします。

（契約の成立）

第2条 契約者は、当社所定の方法で本規約に同意することにより、契約者と当社との間で本パーツの使用許諾に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。

（使用許諾）

第3条 当社は日本国内において、本規約の条項に従い、契約者の「Microsoft365テナント」及び「SharePoint Onlineサイト」においてのみ本パーツを使用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の権利を契約者に許諾するものとします。

2. 当社は、本契約締結後すみやかに、本パーツ及びその関連文書（PDFファイルによるものとし、以下「関連文書」といいます）のダウンロード専用URLページを契約者に案内し、契約者が当該ページからダウンロードすることを可能とし、又は関連文書を電子メールで契約者に送信するものとします。
3. 契約者は、バックアップの目的のため必要最小限の範囲に限り、本パーツを複製することができます。
4. 本パーツの動作環境は、「Microsoft365」の動作環境に準拠するものとし、詳細は、Microsoft社の定めるとおりとします。なお、当社は、本パーツがすべての動作環境に対応することを保証するものではありません。
5. 契約者は、本パーツを使用するために、Microsoft社の提供する「SharePoint Online」を契約するものとします。

（権利の帰属）

第4条 本パーツ及び関連文書に関する著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権（以下「知的財産権」といいます）、ノウハウ等の一切の権利はすべて当社及び権利者に帰属するものとします。

（禁止行為）

第5条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する行為及びそのおそれのある行為を行ってはならず、また第三者に行わせてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 本パーツ及び関連文書の複製、翻訳、翻案等の改変を行う行為
- (4) 本パーツ及び関連文書の第三者（グループ会社等含む）への販売、配布、再使用許諾、公衆送信（送信可能化を含む）、貸与、譲渡又はリースその他の処分を行う行為
- (5) 本パーツについて逆コンパイル、逆アセンブリ、解析又はリバースエンジニアリング等を行う行為
- (6) 第3条に記載した範囲を超えて本パーツを使用する行為
- (7) 本契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供する行為
- (8) 当社又は権利者に不利益、損害を与える行為
- (9) 当社又は権利者の知的財産権、ノウハウ等の一切の権利を侵害する行為
- (10) 当社又は権利者の名誉、信用を毀損する行為
- (11) 前各号に定める他、当社が不適切と判断する行為

（責任制限）

第6条 ezポータルパーツの内容、機能及び性能は、本パーツの使用許諾を開始した時点で当社が仕様書等に明示した範囲のものに限ります。

2. 当社は、本パーツに関して、特定目的適合性、完全性、有用性、的確性、正確性及び信頼性について、契約者に保証しないものとします。
3. 当社は、本パーツの使用により発生した契約者の損害及び本パーツを使用できなかったことにより発生した契約者の損害について責任を負わないものとします。
4. 当社は、第3条に定める動作環境下以外で本パーツを使用した場合の本パーツの動作の不具合及びこれにより契約者が被った損害については、責任を負わないものとします。
5. 契約者が本規約の定めに従って本パーツを使用したことにより第三者との間で当該第三者の権利を侵害した又は侵害するおそれがあるとして紛争等が生じた場合は、契約者自身の責任において当該紛争等を解決するものとし、これにより契約者が被った損害について、当社は責任を負わないものとします。

（損害賠償）

第7条 債務不履行責任、不法行為責任、契約不適合責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、本契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、かつ、損害賠償の額は契約者が支払った契約金額を超えないものとします。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

（契約者の損害賠償）

第8条 契約者が本契約に違反し又は本パーツに関連して当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対して当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

（同意事項）

第9条 契約者は、本パーツ及び関連文書を使用するにあたり、次の事項に同意するものとします。

- (1) 本規約の一部が無効であり強制力を有しないものとされた場合においても、その他の部分の有効性は影響を受けず、その条件に従って強制力を維持すること
- (2) 本パーツを契約者が使用するために必要な環境又は設備（インターネット回線、サーバ、パソコン等のハードウェア及びWebブラウザ等のソフトウェア）は契約者が自らの責任及び費用において適切に用意する必要があること
- (3) 当社が本パーツ及び関連文書の品質を向上させるため、その他やむを得ない事由がある場合、本パーツ及び関連文書の内容、方式、配布方法等を変更する場合があること

（保守サービス）

第10条 契約者は、契約者の意思により、本パーツについて、保守サービスの提供を希望する場合、当社との間で別途保守サービスに関する契約を締結することができるものとします。

（契約の終了等）

第11条 契約者は本パーツの使用を終了し、自己の占有又は管理下にあるすべての本パーツを消去及び破棄することにより、本契約を終了させることができます。

2. 契約者が本規約の条項のいずれかに違反した場合、当社は本契約を解除し、本契約を終了させることができるものとします。
3. 本契約が終了した場合には、契約者は、いかなる理由においても本パーツを使用することはできず、この場合、自己の占有又は管理下にある本パーツ（本規約に違反して作成した複製物を含みます）のすべてを再生不能な方法ですみやかに消去及び破棄するものとします。
4. 契約者は、本契約の終了に起因して、損害賠償、補償金、その他の支払いを当社に要求することはできません。

5. 本契約が終了した場合には、第4条乃至第8条、本条、第12条、第13条及び第15条乃至第17条をはじめとし、継続して存続すると合理的に考えられる条項は、本契約終了後においても有効に存続するものとします。

(秘密保持義務)

第12条 契約者は、当社の事前の書面による承諾なくして、本パーツ及び関連文書に関する一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を本パーツ及び関連文書の使用目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当することを立証し得た情報については、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 秘密情報を開示された時点で既に公知であった情報
 - (2) 秘密情報を開示された後に契約者の責によらず公知となった情報
 - (3) 秘密情報を開示された時点で既に保有している情報
 - (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (5) 秘密情報によらずに独自に開発し又は知り得た情報

(反社会的勢力の排除)

第13条 契約者は、次の各号のいずれかに該当しないことを現在及び将来にわたっても表明し、確約するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を使用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者は、自ら又は第三者を使用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 当社は、契約者が前二項に違反した場合、通知又は催告等何らの手続きを要しないでただちに本契約を解除することができるものとし、契約者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

(本規約の変更)

第14条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、当社が適当と判断する方法により、契約者に事前に通知又は周知することにより、本規約の内容の全部又は一部を変更することができるものとし、この場合、変更日以降は変更後の本規約が適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が本契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

(管轄裁判所)

第15条 本規約又は本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

第16条 本規約に定めのない事項又は本規約の条項について疑義を生じたときは、契約者と当社が誠意をもって協議し、円満にその解決を図るものとします。

(準拠法)

第17条 本規約を含む本契約については、日本国法に準拠して解釈されるものとします。

(附則)

2021年4月1日制定・施行